

製造請負契約一般条項

第 1 章 総則

(契約の目的)

第 1 条 乙は、この契約書に基づき、仕様書、図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定める契約物品（役務が含まれる場合はそれを含む。）を製造して納期までに納入し、甲は、その代金を乙に支払う。

(代金)

第 2 条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項により支払金額を確定することを約定する場合は、当該特約条項の定めるところに従い確定した金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。

(債務の引受け等の承認等)

第 3 条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 乙が所有権を有する契約物品を担保に供する場合
- (4) 契約物品の全部又はその主要部分の製造を第三者に請け負わせる場合

2 乙は、契約物品の主要部分でない部分の製造を第三者に請け負わせる場合は、あらかじめ甲に届け出なければならない。

3 第 1 項第 4 号及び前項の規定は、甲が別途の方法により製造を請け負わせた第三者を把握できる場合は、適用しない。

(下請負)

第 5 条 乙は、契約物品の製造を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(知的財産権等の侵害の禁止)

第 6 条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的

財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

（契約書及び仕様書等の優先並びに仕様書等の疑義）

第7条 仕様書には該当しないが、関連して参照すべきものとして添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

- 2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に対し説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。
- 3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、すみやかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（図面等の承認）

第8条 仕様書に特に定めがある場合は、乙は図面又は見本を作成して甲の承認を受けるものとする。甲の承認を受けた当該図面又は見本（以下「承認図面等」という。）は、仕様書に添付された図面又は見本の一部となったものとみなす。

- 2 承認図面等が承認図面等以外の図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認図面等が優先する。
- 3 乙は、承認図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、第1項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りではない。

（秘密の保全）

第9条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者

に漏らし、又は、利用してはならない。

- 2 甲は、この契約において甲の指定する秘密事項がある場合は、乙にその旨を通知し、乙は特約条項の定めるところにより秘密の保全に万全を期さなければならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第10条 乙は、この契約の契約物品又は官給品等（契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具、ソフトウェアその他の電子計算機情報等をいう。）について該当ある場合は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

- 2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- 4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書

の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱に係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

- 6 前5項の規定は、第3条に基づき債務の引き受けをした事業者が債務を履行する場合及び第7条第1項に基づき図面等の作成を行う場合にも適用する。

第2章 契約の履行

（納入（履行）計画書の提出）

- 第11条 乙は、甲が指示した場合は、速やかに納入（履行）計画書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の納入（履行）計画書を不適當であると認める場合は、その変更を求めることができる。

（官給品等の支給及び貸与）

- 第12条 乙が官給品等の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、契約書及び仕様書の定めるところによる。

（官給品等の保管、引取り等）

- 第13条 乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、契約書及び仕様書と照合の上、異状（品質又は規格が使用に不適當な場合を含む。以下同じ。）及び数量の過不足の有無を確認するものとする。確認時又は後日、当該官給品等に異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲に申し出て、その指示を受けるものとする。

- 2 乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を甲に提出するものとする。

- 3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。

- 4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

- 5 官給品等の性質によって生じた契約物品の契約不適合（納入された契約

物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことをいう。

第 3 2 条において同じ。) については、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。

6 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
(官給品等の返還)

第 1 4 条 乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書を添えてこれを甲に返還しなければならない。

2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

(監督)

第 1 5 条 仕様書等に特に定めがある場合は、甲の指名した監督官は、契約書、仕様書等及び甲の定める監督実施要領に基づき必要な監督を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合において、乙は、監督官の指示等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその指示等が不適當なことを知って、すみやかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該指示等によることを求めたときは、この限りでない。

3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第 1 6 条 乙は、契約書及び仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、契約物品の品質（契約物品の性質上必要な包装等の品質を含む。）に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた完成検査実施要領に基づいて行われるものとする。

3 完成検査においては、契約物品の品質が契約書及び仕様書等に適合する

か否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

- 4 検査官は、前項の規定により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。
- 5 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について、あらかじめ甲に申請し了承を得るとともに、完成検査の期日までに必要な準備を完了し、完成検査に立ち会わなければならない。
- 6 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要がある場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議のうえ新たな期日又は場所を定めなければならない。
- 7 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。
(持込みの予定期日等の通知及び納入)

第17条 乙は、契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合は、持込みの予定期日その他必要な事項について、あらかじめ、甲と調整を行わなければならない。

- 2 乙は、契約物品の持込みの完了（据付けを必要とするときは、据付けの完了）によりこの契約に基づく給付が終了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が終了したときもまた同様とする。
- 3 納入場所までの輸送（梱包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(受領検査)

第18条 甲は、前条第2項の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

- 2 受領検査の実施については、契約書、仕様書等及び甲の定めた受領検査実施要領に規定するところによるものとする。
- 3 受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認した上、契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を

行うものとする。

4 前項の判定は、前条の届出があった日から14日以内にしなければならない。

5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。

6 乙は、検査官に対し、検査の日時等の通知を求めることができる。

7 受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(監督官等の派遣)

第19条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(受領)

第20条 甲は、契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

(不合格品及び過納品の処理)

第21条 乙は、完成検査において契約物品が不合格と判定された場合には、甲の指示するところに従い、当該物品について数量の追加又は代品による補充を行い、甲の再検査を受けなければならない。

2 乙は、前項に定める不合格品又は過納品がある場合は、甲の指定した期限内に引き取らなければならない。

(値引受領)

第22条 甲は、完成検査において契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、不合格品値引受領確認証を乙に交付するものとする。

- 2 乙は、完成検査において不合格と判定された契約物品について前項の規定による受領の容認を甲に申請することができる。
- 3 乙は、不合格品値引受領確認証の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて不合格品値引受領確認証の確認を受けるものとし、甲は、数量の不足及び輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。
- 4 前項に規定するもののほか、受領検査において不合格と判定された契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することができるものとする。
- 5 乙は、受領検査において不合格と判定された契約物品について前項の規定による受領を甲に申請することができる。
- 6 甲は、第3項又は第4項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。

(所有権の移転)

第23条 契約物品の所有権は、甲が受領した時をもって乙から甲に移転するものとする。

- 2 契約物品の性質上必要な包装等は、仕様書に特に定めるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

(物品の保管に係る善管注意義務)

第24条 甲は、第21条第2項の規定により乙が引き取るまでの期間、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもって不合格品又は過納品を保管しなければならない。

- 2 乙は、納入場所が乙の工場である場合において、甲が契約物品の受領後これを工場から搬出するまでの期間、甲が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもって契約物品を保管しなければならない。

第3章 契約の事故

(納期の猶予)

第25条 乙は、理由を添えて、甲に対し納期の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

3 乙は、納期を経過した後においても、第1項の申請をすることができる。
(延納金)

第26条 乙は、前条第2項の規定により納期が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

(2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数

(3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

(4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の規定の適用において、納入は第17条第2項の届出があった時にされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、

当該延納金に対し、年３パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第２７条 乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、１日につき０．３パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

２ 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

３ 前条第３項の規定は、前項の場合に準用し、前条第４項の規定は、第１項の場合に準用する。

(契約物品の納入不能等の通知)

第２８条 乙は、理由の如何を問わず納期までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、契約物品を納入することができなくなった場合又は納入前の契約物品の滅失若しくは損傷が発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第２９条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。

２ 甲の責めに帰すべき理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

３ 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第30条 納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合においてこれを修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）すべきときは、その損害は次項から第5項までの規定に従って負担されるものとする。

2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。ただし、官給品等に係る部分については、その損害は甲の負担に帰する。

3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

5 第2項ただし書き又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

（官給品等の滅失又は損傷）

第31条 乙は、官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。

2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 前項に規定する場合を除き、官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

（契約物品の契約不適合）

第32条 納入された契約物品に契約不適合がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

2 契約物品の契約不適合が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合

は、甲は前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 3 甲は、契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合に限り、第36条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。
- 4 甲は、受領検査実施要領において契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することができない。
- 5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。ただし、数量の不足については6か月以内に発するものとし、また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 6 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は審査の上、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。
- 7 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 8 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- 9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第4章 契約の変更等及び解除

（契約の変更）

第33条 甲は、契約物品の製造が完了するまでの間において必要がある場

合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 乙は、仕様書に定めがある場合のほか必要があると認めるときは、甲に対し技術変更提案を提出することができる。
- 3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期又は契約金額を変更するため甲と協議することができる。
- 4 第1項及び第3項の規定により協議が行われる場合は、乙は必要に応じ変更部分に関する見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。
- 5 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要がしばしば生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議の上、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これを取りまとめて行うこととすることができる。

(事情の変更)

第34条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

- 2 前条第4項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(製造の一時中止)

第35条 甲は、契約物品の製造が完了するまでの間において、その製造を一時中止させることができる。

- 2 甲が製造を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、製造再開の日から30日以内に文書により行わなければならない。
- 4 製造を一時中止した後再開した場合の納期については、第33条第3項の規定を準用する。

(甲の解除権)

第36条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合
- (3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合
- (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合
- (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
- (6) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第37条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合において、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(契約解除に伴う違約金)

第38条 甲は、第36条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号に該当し、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第26条第4項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(契約保証金による充当)

第39条 甲は前条により違約金を徴収し、又は同条第2項により損害賠償

を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

- 2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲は、これを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(契約解除に伴う損害賠償)

第40条 甲は、第36条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

- 2 乙は、第37条に規定によるこの契約の全部又は一部の解除により、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することができる。

- 3 甲は、第38条第2項の規定により、超過分の損害につき、乙に賠償を請求することができる。

- 4 前各項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に行われなければならない。

第5章 支払

(代金の請求及び支払)

第41条 乙は、契約物品の全部を納入した場合は、代金を甲に請求することができる。

- 2 甲は、乙から前項に規定する支払請求があった場合は、その内容を審査し、適法な支払請求と認めた場合は、これを受理し、受理した日から30日以内の日に、乙に当該代金を支払うものとする。

(支払の特例)

第42条 前払金に関する特約条項が付帯されている場合、甲はその定めるところにより前払金を支払う。

- 2 部分払に関する特約条項が付帯されている場合、甲はその定めるところにより部分払を行う。

3 前項に定める場合のほか、契約が性質上可分のものであって、分割して納入することができることとされている場合において、この契約の履行を確保するためその他特別の必要が生じたときは、既に納入された部分について相当額の代金を支払うことがあるものとする。この場合においては、甲が代金を支払った日から未納部分が納入された日までの日数に応じ、支払った額に甲の定める調整率を乗じて計算した額を契約金額から減額する措置をとるものとする。

(支払遅延利息)

第43条 甲は、約定期間（第41条第2項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第18条第4項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、そのこえる日数に応じ前2項の計算の例に準じ第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(相殺)

第44条 甲は、乙に対しこの契約又は他の契約において有する金銭債権と、この契約の支払うべき代金と相殺することができる。

第6章 特記事項

第1節 談合等の不正行為に対する措置（第45条―第47条）

(適用)

第45条 本節各条は、全ての契約に適用する。

(談合等の不正行為に対する措置)

第46条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 第1項に基づく契約の解除は、第36条第2項によるものとみなす。この場合において、甲は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第47条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、前条に基づく契約の解除の有無にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は同法第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定

したとき。

- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項に規定する違約金に加え、契約金額の100分の5に相当する額を追加の違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して第7条の3の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合には、これを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 本条の規定は、この契約の履行が完了した後においても効力を有する。

第2節 公共事業からの暴力団排除の取組（第48条―第54条）

（適用）

第48条 本節各条は、全ての契約に適用する。

（属性に基づく契約解除）

第49条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意するものとする。

（行為に基づく契約解除）

第50条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第51条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第52条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第53条 甲は、第49条、第50条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第49条、第50条及び前条第2項の規定により本契約を解

除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第49条、第50条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
(不当介入に関する通報・報告)

第54条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第7章 雑則 (調査)

第55条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

4 甲は、第1項及び第2項によるもののほか、この契約について必要がある場合は、乙に対し、第1項の調査を実施することができる。

5 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(品目単価内訳の提出)

第56条 乙は、甲が指示した場合は速やかに、品目別の契約金額の内訳を作成し、甲の確認を受けるものとする。ただし、契約書に単価が明記されている場合は、この限りでない。

2 甲は、前項の内訳を不相当と認めるときは、乙に再提出を求めることができる。

3 第1項及び第2項の規定は、契約金額を変更した場合にも適用する。

(地方防衛局による措置)

第57条 防衛装備庁調達事業部に所属する各課において契約手続を行うものについては、乙がこの契約により甲に対してなすべき行為は、第3条の承認の申請、第17条第1項の持込みの予定期日等についての調整、第25条第1項の納期の猶予の申請、第33条第3項の納期の変更の協議、同第4項及び第34条第2項の見積書の提出並びに第38条第1項の代金の請求その他甲の指示するものを除き、所管の地方防衛局、地方防衛局地方防衛支局、地方防衛局地方防衛事務所又は地方防衛局地方防衛支局地方防衛事務所を経由して行うものとする。

(その他)

第58条 この契約の履行については、この契約条項によるほか、特約条項及び特殊条項の定めるところによる。

2 特約条項及び特殊条項は契約条項に優先する。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第 5 9 条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所の管轄に属するものとする。